官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務一〇七）　一
〔規　則〕
○金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（国家公安委一七）　五七
〔法規的告示〕
○電波の発射を防止するために必要な措置を行うことが困難な場合に代えることができる措置を定める件の一部を改正する件（総務三〇九）　五九
〔官庁報告〕
国家試験
令和八年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　六六
〔公　告〕
諸事項
官庁
割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　八五
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
農林水産省共済組合定款の一部変更、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、国立研究開発法人森林研究・整備機構令和七事業年度財務諸表、国立研究開発法人国立環境研究所令和七年度財務諸表、司法書士名簿登録等、弁理士登録関係　一〇四
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一三三
会社その他
会社決算公告　一三三
一三六

省令

○**総務省令第百七号**

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百八条第一項第一号、第百九条第一項から第三項まで及び第百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月十日

総務大臣　林　芳正